

## 第3章 地域特性

### 第3章 地域特性

#### 3-1 社会的状況

##### 3-1-1 人口及び産業の状況

###### 1) 人口及び世帯数の状況

関係市町の人口及び世帯数の推移は表 3.1.1 に示すとおりである。

関係市町の人口及び世帯数は、平成7年まで増加傾向にあり、それ以降はほぼ横ばいで推移している。

計画地の位置する杉戸町の平成22年における人口は46,923人、世帯数は16,704世帯である。

表 3.1.1 人口及び世帯数の推移

【人口】 単位：人

区 分	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境 町
昭和 60 年	37,005	51,462	207,021	130,873	26,297
平成 2 年	40,419	54,342	226,449	145,206	26,922
平成 7 年	45,056	58,172	238,598	152,245	27,237
平成 12 年	47,336	56,413	240,924	151,197	27,171
平成 17 年	46,646	54,006	238,506	151,240	26,468
平成 22 年	46,923	54,012	237,171	155,491	25,714

【世帯数】 単位：世帯

区 分	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境 町
昭和 60 年	9,951	13,935	59,028	35,197	6,332
平成 2 年	11,530	15,502	69,168	41,809	6,810
平成 7 年	13,614	17,793	77,416	47,029	7,281
平成 12 年	15,278	18,343	83,198	48,920	7,498
平成 17 年	15,855	18,666	87,589	52,347	7,666
平成 22 年	16,704	19,904	91,531	58,050	7,923

注 1) 人口、世帯数は、国勢調査(各年 10 月 1 日現在、総務省統計局)による。

2) 世帯数は、一般世帯と施設等の世帯の合計で世帯の種類「不詳」を含む。

3) 春日部市の昭和 60 年～平成 12 年の数値は、庄和町との合算値である。

4) 野田市の昭和 60 年～平成 12 年の数値は、関宿町との合算値である。

資料：「平成 25 年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県ホームページ)

「平成 25 年 千葉県統計年鑑」(千葉県ホームページ)

「茨城県境町 平成 25 年統計資料」(茨城県境町ホームページ)

## 2) 産業の状況

関係市町の平成24年における民営事業所数及び従業者数は表3.1.2に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の総民営事業所数は1,480事業所で、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「製造業」の順となっている。従業者数も、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。

表 3.1.2 産業大分類別民営事業所数及び従業者数（平成24年）

【事業所】

単位：事業所

産業分類	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境町
農業、林業	2	5	17	16	11
漁業	1	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	1	1
建設業	197	254	750	607	218
製造業	188	222	647	648	227
電気・ガス・熱供給・水道業	-	2	4	8	1
情報通信業	9	11	59	20	3
運輸業、郵便業	59	47	136	225	48
卸売業、小売業	384	519	1,839	1,166	367
金融業、保険業	20	16	106	47	8
不動産業、物品賃貸業	74	219	588	266	72
学術研究、専門・技術サービス業	43	67	286	137	24
宿泊業、飲食サービス業	141	258	943	491	129
生活関連サービス業、娯楽業	133	218	923	454	123
教育、学習支援業	50	97	312	125	18
医療、福祉	90	133	490	277	55
複合サービス事業	3	4	26	27	9
サービス業(他に分類されないもの)	86	127	392	310	82
合計	1,480	2,199	7,518	4,825	1,396

【従業者数】

単位：人

産業分類	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境町
農業、林業	24	61	184	194	90
漁業	6	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	2	1
建設業	1,116	1,143	3,966	3,271	882
製造業	2,559	3,780	8,786	12,281	3,009
電気・ガス・熱供給・水道業	-	26	322	115	19
情報通信業	37	43	246	134	4
運輸業、郵便業	2,075	878	3760	8,335	953
卸売業、小売業	4,337	4,097	14,775	9,647	2,277
金融業、保険業	270	283	1,665	679	142
不動産業、物品賃貸業	271	403	2,012	831	235
学術研究、専門・技術サービス業	854	375	1,159	816	82
宿泊業、飲食サービス業	1,377	1,667	6,552	4,513	742
生活関連サービス業、娯楽業	465	877	3,524	2,939	758
教育、学習支援業	396	442	2,075	2,288	111
医療、福祉	1,495	1,961	8,929	4,595	1,174
複合サービス事業	45	45	223	256	147
サービス業(他に分類されないもの)	1,271	1,014	4,193	3,556	493
合計	16,598	17,095	62,371	54,452	11,119

資料：「平成24年経済センサス-活動調査」（平成24年、総務省統計局）

### 3-1-2 土地利用の状況

#### 1) 土地利用現況の状況

関係市町の地目別土地面積は表 3.1.3 に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の地目別土地面積は、田が 37.3% と最も多く、次いで宅地の 21.6% となっている。

調査範囲の土地利用状況は図 3.1.1 に示すとおりである。

計画地内の土地利用は大部分が田であり、住宅地等が点在している。

計画地周辺の土地利用は大部分が田であり、宅地は、計画地東側、野田市及び宮代町の一部に集中して分布する地域がみられる。また、計画地南側に杉戸深輪産業団地が立地している。

表 3.1.3 関係市町の地目別土地面積

単位：ha

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
杉戸町	3,000.0 (100.0%)	1,119.9 (37.3%)	370.7 (12.4%)	648.6 (21.6%)	6.6 (0.2%)	20.4 (0.7%)	0.5 (0.0%)	126.1 (4.2%)	707.1 (23.6%)
幸手市	3,395.0 (100.0%)	1,290.3 (38.0%)	428.1 (12.6%)	819.5 (24.1%)	12.3 (0.4%)	5.3 (0.2%)	13.3 (0.4%)	157.1 (4.6%)	669.1 (19.7%)
春日部市	6,598.0 (100.0%)	1,729.6 (26.2%)	715.1 (10.8%)	1,887.2 (28.6%)	1.7 (0.0%)	58.0 (0.9%)	7.2 (0.1%)	307.0 (4.7%)	1,892.3 (28.7%)
野田市	10,354.0 (100.0%)	1,315.7 (12.7%)	1,823.4 (17.6%)	2,401.1 (23.2%)	30.0 (0.3%)	593.4 (5.7%)	13.6 (0.1%)	1,132.0 (10.9%)	3,044.8 (29.4%)
境町	4,658.0 (100.0%)	767.4 (16.5%)	1,598.2 (34.3%)	794.9 (17.1%)	— (—)	277.1 (5.9%)	10.3 (0.2%)	236.5 (5.1%)	973.6 (20.9%)

注 1) 地目別土地面積は、平成 24 年 1 月 1 日現在の値である。

2) 雑種地：野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等。

3) その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地。

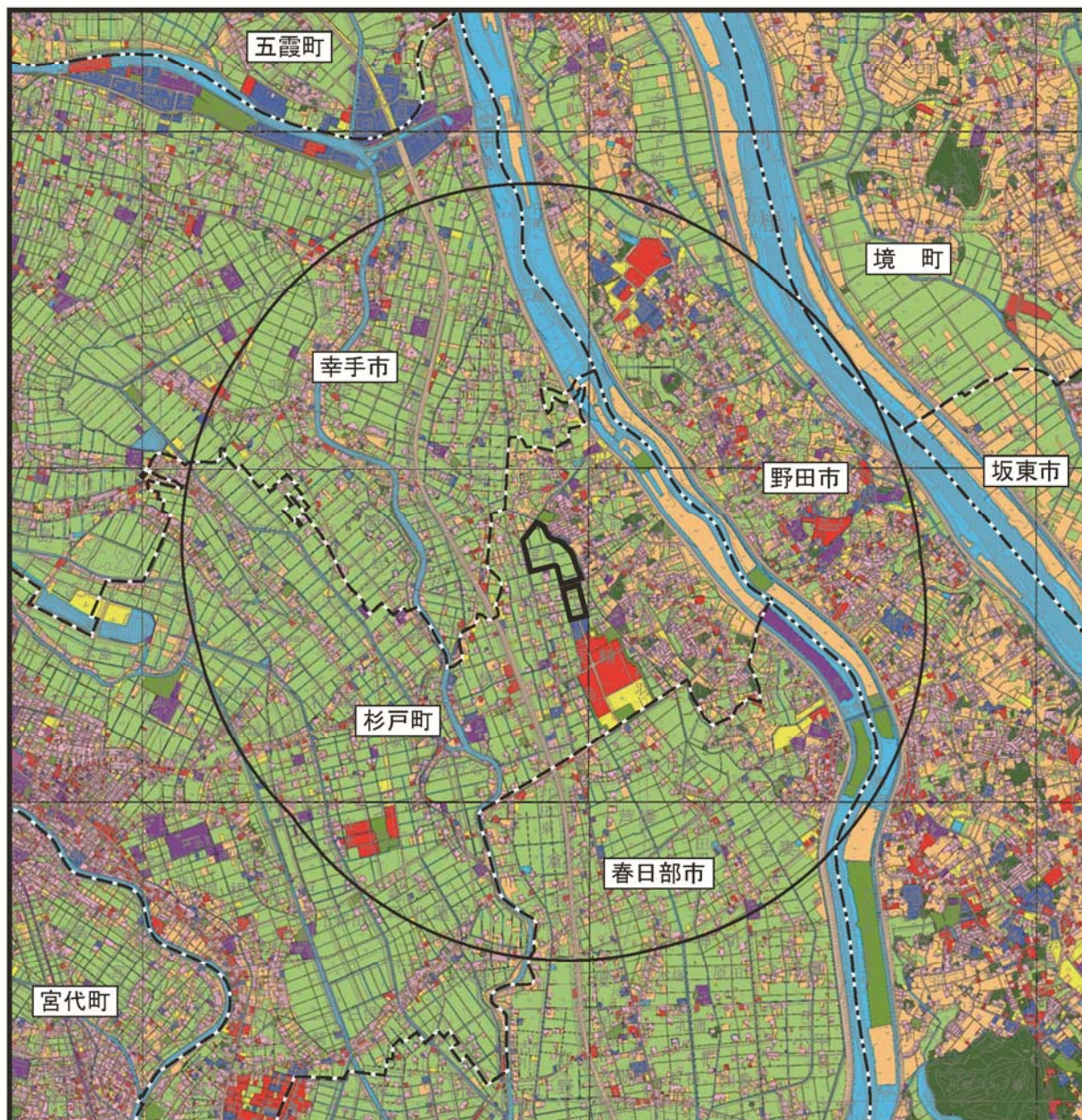
4) 割合は四捨五入の関係から整合していない場合がある。

資料：「平成 25 年 埼玉県統計年鑑」(平成 26 年 3 月、埼玉県)

「平成 24 年 千葉県統計年鑑」(平成 25 年 11 月、千葉県)

「茨城県統計年鑑 平成 25 年」(平成 26 年 10 月、茨城県)





- |   |             |   |                  |
|---|-------------|---|------------------|
|  | : 計画地       |   |                  |
|  | : 計画地から 3km |   |                  |
|  | : 県境界       |   |                  |
|  | : 市町界       |   |                  |
|  | : 山林・荒地等    |  | : 一般低層住宅地        |
|  | : 田         |  | : 密集低層住宅地        |
|  | : 畑・その他の農地  |  | : 中高層住宅地         |
|  | : 造成中地      |  | : 商業・業務地区        |
|  | : 空地        |  | : 道路用地           |
|  | : 工業用地      |  | : 公園・緑地等         |
|   |             |  | : その他の<br>公共公益施設 |
|   |             |  | : 河川・湖沼等         |
|   |             |  | : その他            |



資料：「数値地図 5000（土地利用）首都圏 2005 年」（国土地理院ホームページ）

図 3.1.1 土地利用状況図

## 2) 都市計画区域等の状況

調査範囲の用途地域の指定状況は、図 3.1.2に示すとおりである。また、関係市町の市街化区域及び市街化調整区域の面積は、表 3.1.4に示すとおりである。

調査範囲は全域が都市計画区域であり、計画地を含め、大部分は市街化調整区域に指定されている。計画地の南側には市街化区域（工業地域及び工業専用地域）の指定がある。

計画地の位置する杉戸町は市街化区域が 446ha、市街化調整区域が 2,554ha となっている。

表 3.1.4 市街化区域及び市街化調整区域

区 分	都市計画区域面積 (ha)	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)
杉戸町	3,000	446	2,554
幸手市	3,395	574	2,821
春日部市	6,598	2,221	4,377
野田市	10,354	2,399	7,955
境町	4,658	315	4,343

注) 杉戸町、幸手市及び春日部市は、平成 26 年 2 月 4 日、野田市は、平成 25 年 1 月 1 日、境町は平成 24 年度末現在の値である。

資料：「市街化区域及び市街化調整区域の区分一覧表」（埼玉県ホームページ）

「市街化区域」（千葉県ホームページ）

「平成 25 年 茨城県統計年鑑」（茨城県ホームページ）

## 3) 都市公園・都市緑地の状況

調査範囲の都市公園の状況は、図 3.1.3に示すとおりである。

調査範囲には 14 箇所の都市公園がある。なお、計画地に都市公園は存在しない。

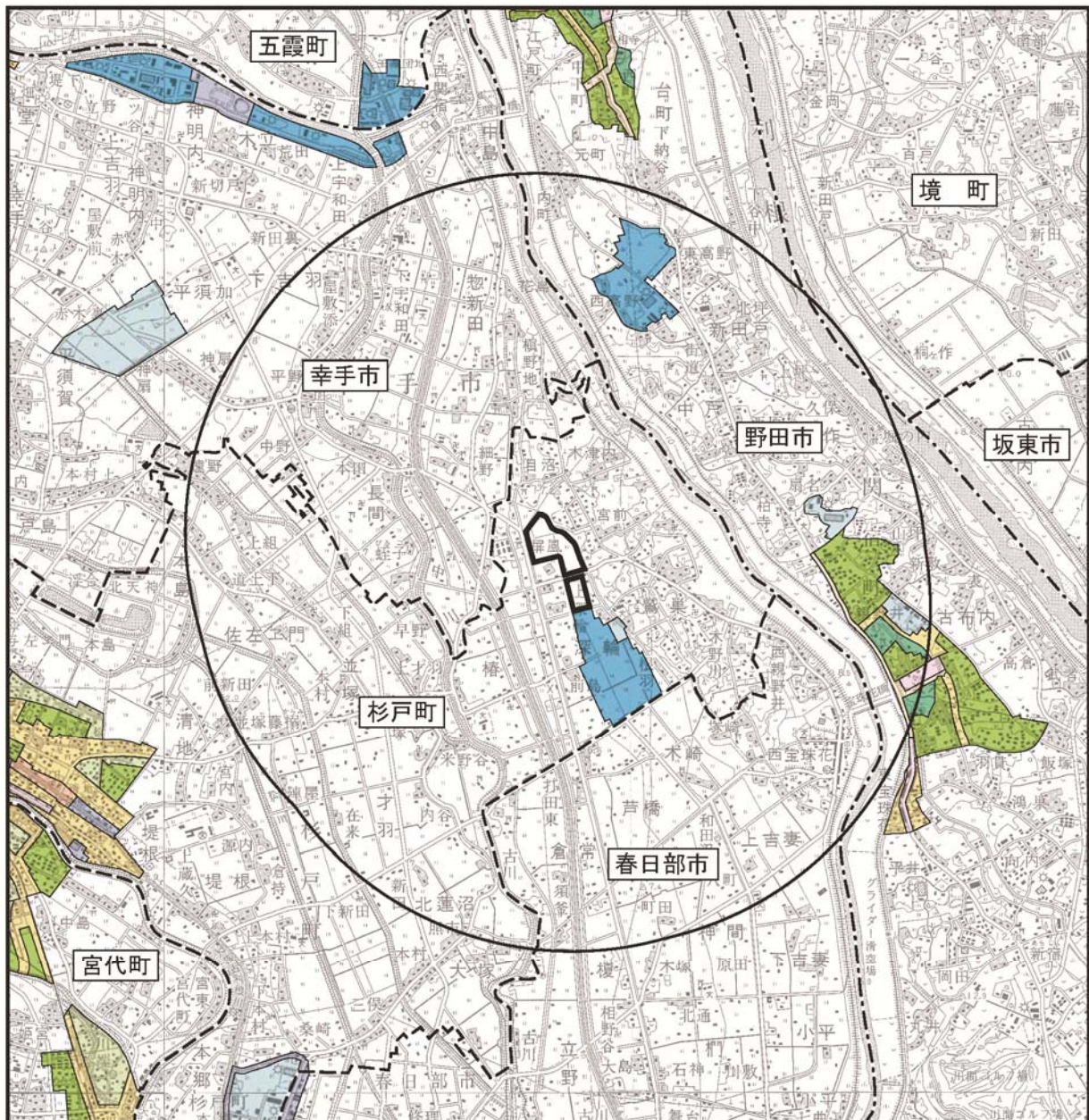
## 4) その他










調査範囲の国土利用計画法に基づく土地利用計画図は、図 3.1.4(1)～(3)に示すとおりである。

調査範囲は市街地等を除き、大部分が農業地域となっている。計画地は農業地域であり、農用地区域の指定がある。

調査範囲は野田市、境町及び坂東市に森林地域の指定があり、地域森林計画対象民有林に指定されている。計画地及びその周辺には森林地域の指定はない。





- |   |              |   |        |
|---|--------------|---|--------|
|  | 計画地          |  | 県境界    |
|  | 計画地から 3km    |  | 市町界    |
|  | 第一種低層住居専用地域  |  | 準住居地域  |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域  |
|  | 第一種住居地域      |  | 工業地域   |
|  | 第二種住居地域      |  | 工業専用地域 |



資料：「杉戸町都市計画図」（平成 22 年、杉戸町）  
「幸手市都市計画図」（平成 25 年、幸手市）  
「春日部都市計画図」（平成 23 年、春日部市）  
「野田市都市計画図」（平成 24 年、野田市）  
「境都市計画図」（平成 23 年、境町）  
「五霞町都市計画図」（平成 17 年、五霞町）  
「坂東市都市計画図」（平成 23 年、坂東市）

図 3.1.2 用途地域の状況



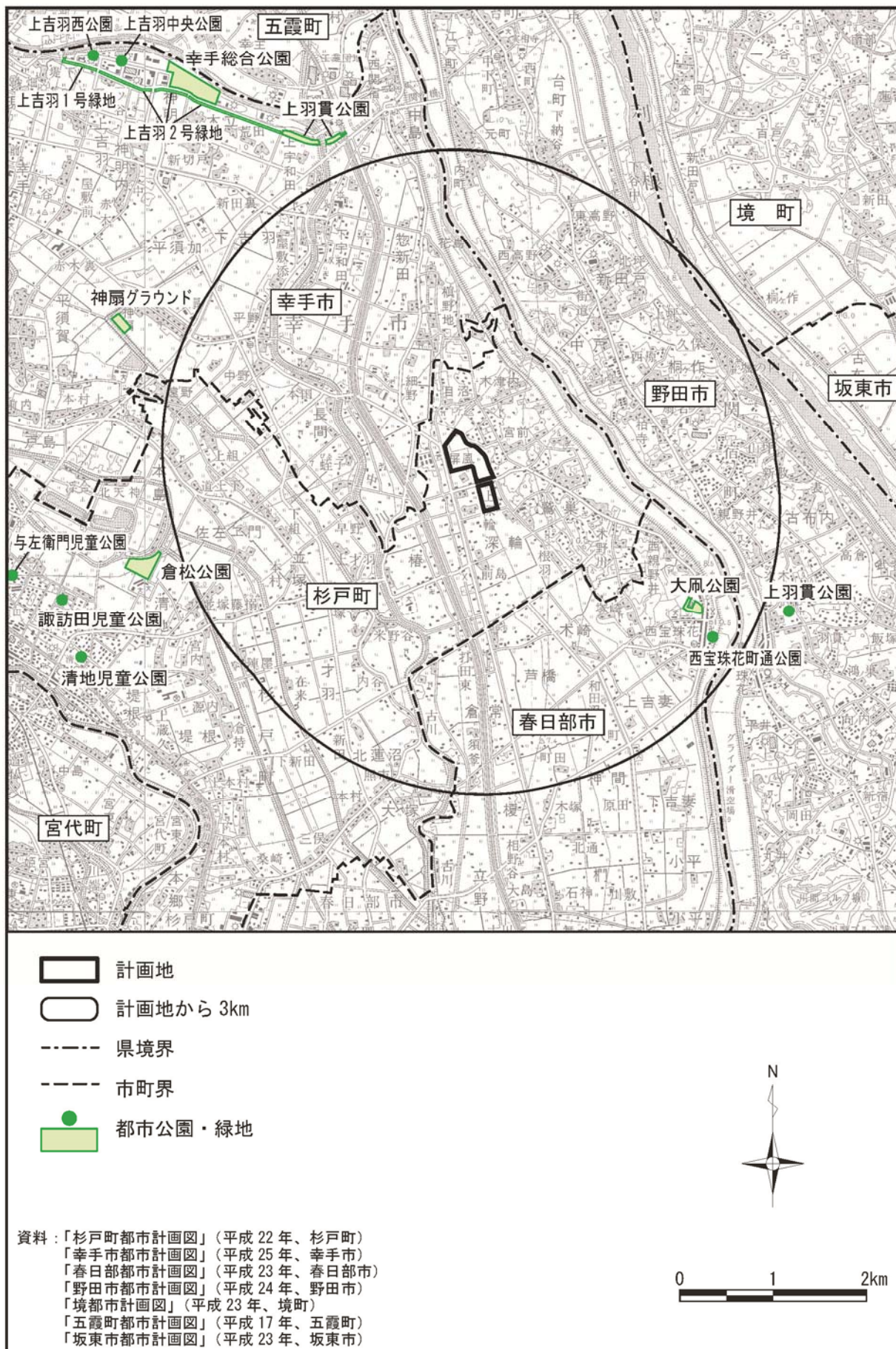
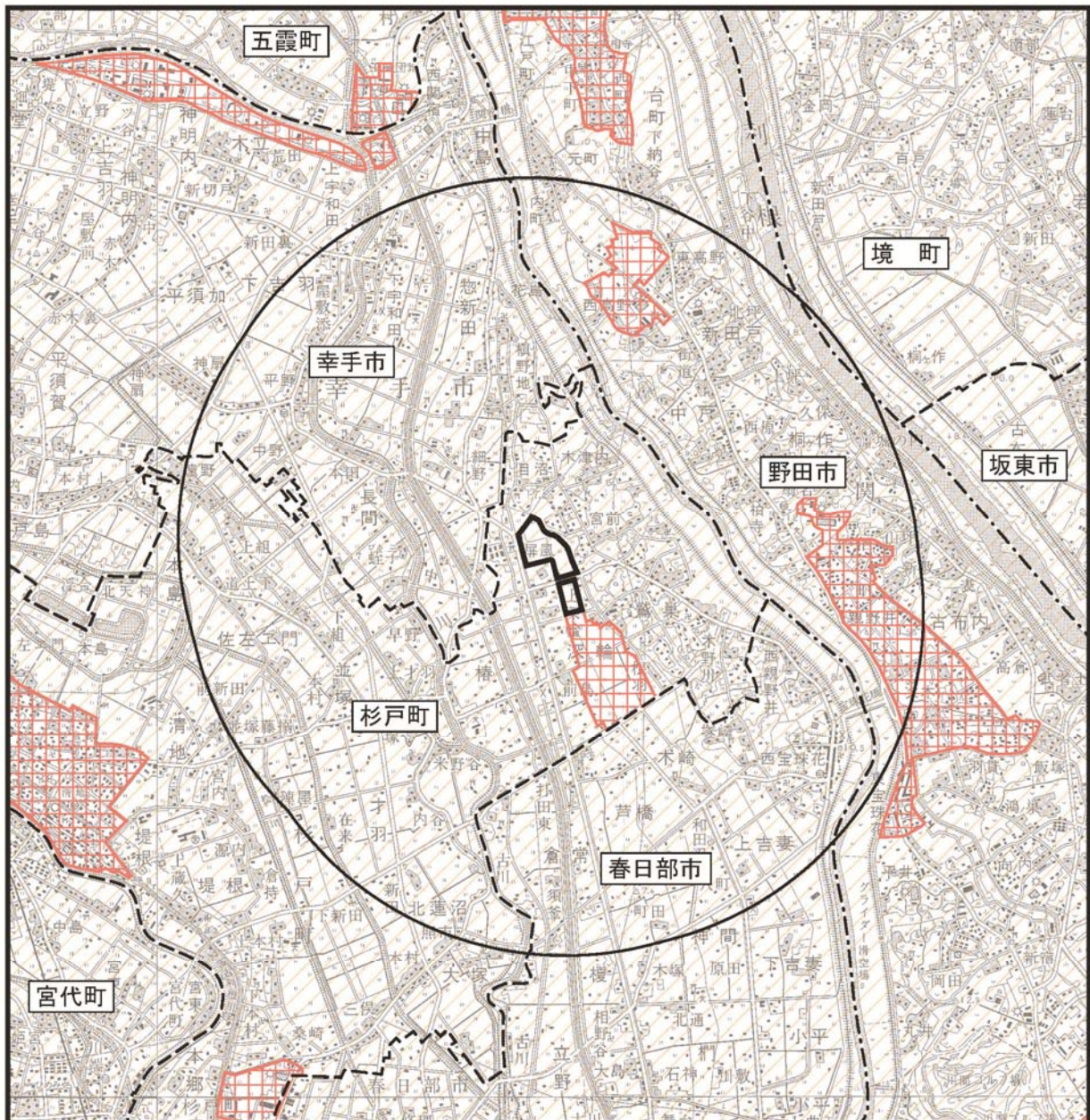


図 3.1.3 都市公園の状況





-  計画地
-  計画地から 3km
-  県境界
-  市町界
-  市街化区域
-  市街化調整区域

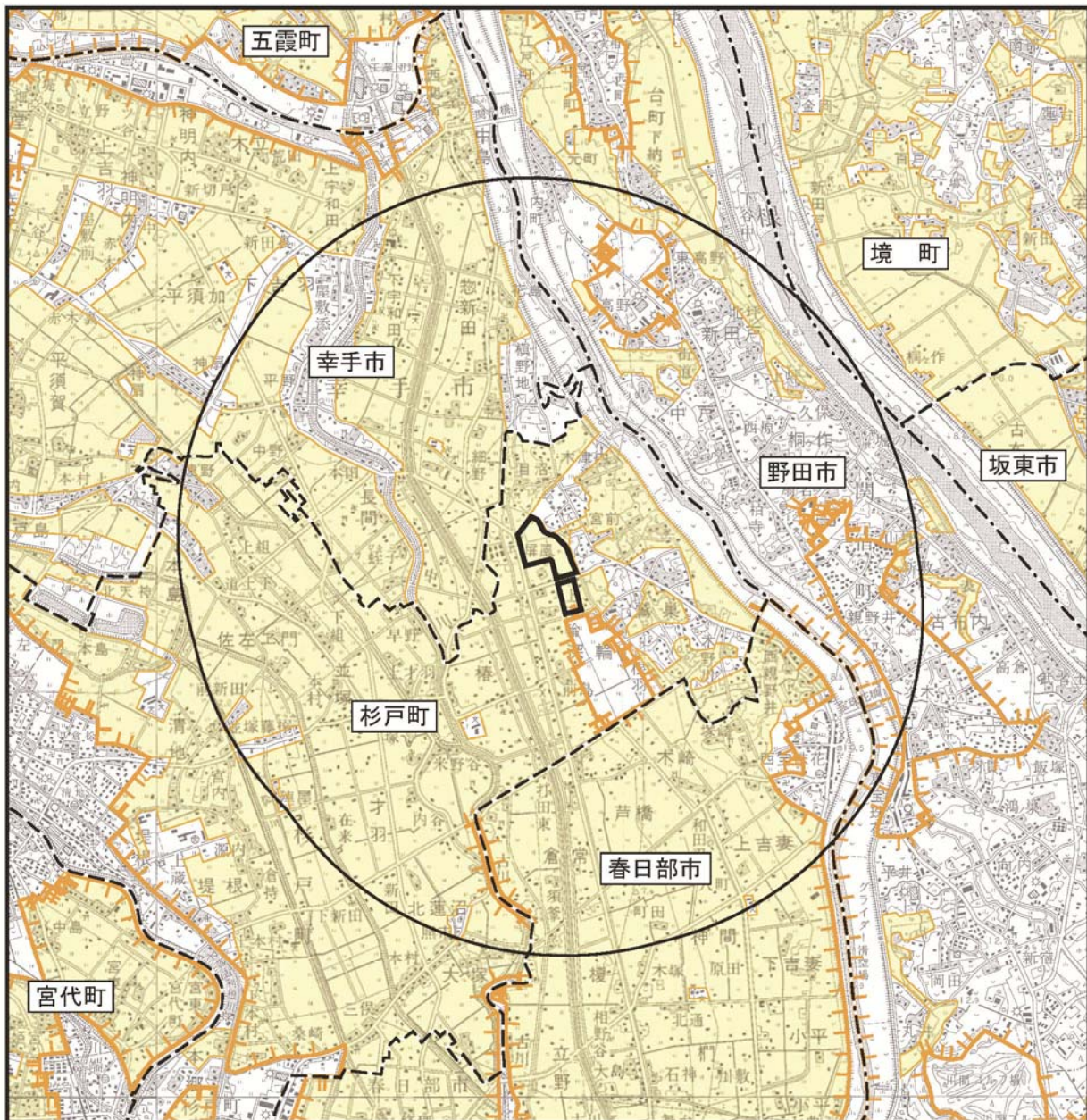


注) 調査範囲は、全域が都市地域となっている。

資料: 「国土数値情報 都市地域」(国土交通省ホームページ)

図 3.1.4(1) 土地利用基本計画図 (都市地域)





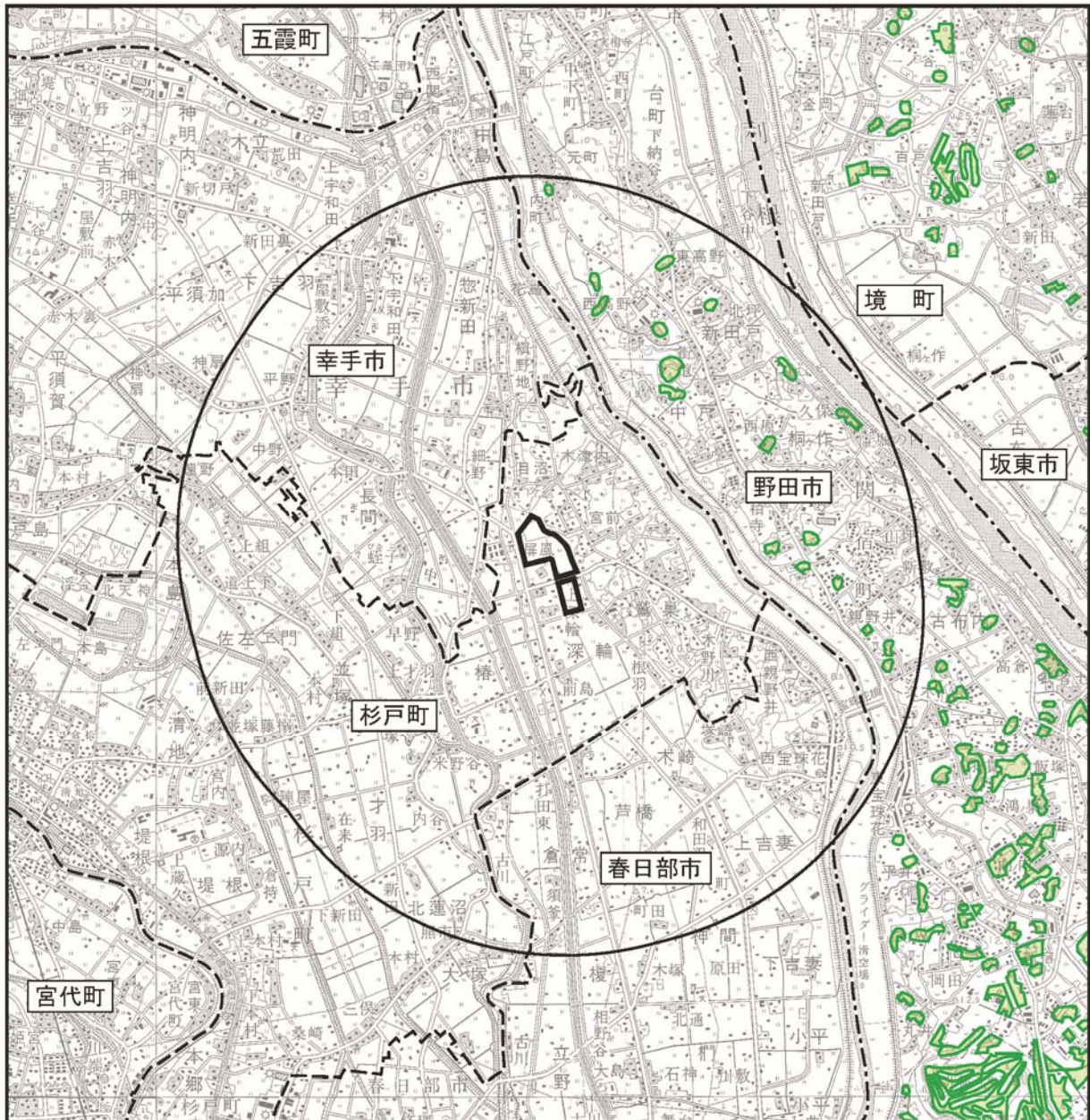
-  計画地
-  計画地から 3km
-  県境界
-  市町界
-  農業地域
-  農用地区域



資料：「国土数値情報 農業地域」（国土交通省ホームページ）

図 3.1.4(2) 土地利用基本計画図（農業地域）





- 計画地
- 計画地から 3km
- 県境界
- 市町界
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林



資料：「国土数値情報 森林地域」（国土交通省ホームページ）

図 3.1.4(3) 土地利用基本計画図（森林地域）

### 3-1-3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1) 河川及び湖沼の分布状況

計画地周辺の河川の分布状況は、図 3.1.5 に示すとおりである。

計画地東側約 1km 付近に一級河川江戸川、計画地西側約 1km 付近に一級河川中川がそれぞれ北から南へ流れている。

また、計画地から西南西約 3km 付近には、大島新田調節池（幸手市、杉戸町）がある。

#### 2) 利水の状況

計画地東側を流れる江戸川には、中島用水揚水機場及び木津内揚水機場があり、それぞれ中島用水路、木津内用水路へ送水を行っている。

木津内用水路は計画地の北側で分岐し、計画地の西側は庄内領用水路、東側は根用水路として北から南へ流れている。

#### 3) 漁業権の状況

調査範囲の漁業権の設定状況は、表 3.1.5 に示すとおりである。

調査範囲には 3 件の漁業権が設定されており、計画地東側を流れる江戸川の漁業権は内共第 11 号、計画地西側を流れる中川の漁業権は共第 5 号となっている。

表 3.1.5 漁業権の設定状況

免許番号	河川	漁業権魚種	漁場の位置 (市町村)	漁業権者 (漁業共同組合)	免許期間
共第 5 号	中川 大落古利根川 姫宮落川 倉松川 幸手放水路 権現堂川 など	オイカワ コイ フナ ウナギ ドジョウ ワカサギ ナマズ	埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	平成 26 年 1 月 1 日 から 平成 35 年 12 月 31 日
内共 第 14 号	利根川	コイ フナ ウナギ	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先	手賀沼漁業協同組合 印旛沼漁業協同組合 新利根漁業協同組合 鬼怒利根漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	平成 25 年 9 月 1 日 から 平成 35 年 8 月 31 日
内共 第 11 号	江戸川	コイ フナ ウナギ	江戸川区及び葛飾区の各地先、埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡庄和町、同郡杉戸町及び幸手市の各地先、千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市、野田市及び東葛飾郡関宿町の各地先、茨城県猿島郡五霞町地先	松戸市漁業協同組合 市川市行徳漁業協同組合 南行徳漁業協同組合 東京東部漁業協同組合 埼玉東部漁業協同組合	平成 25 年 9 月 1 日 から 平成 35 年 8 月 31 日

資料：「第五種共同漁業権に係る漁場計画の樹立（埼玉県告示第 1170 号）」（平成 25 年 8 月、埼玉県報）

「第五種共同漁業権の免許（埼玉県告示第 93 号）」（平成 26 年 1 月、埼玉県報）

「千葉県における漁業権の概要」（平成 25 年 9 月、千葉県）



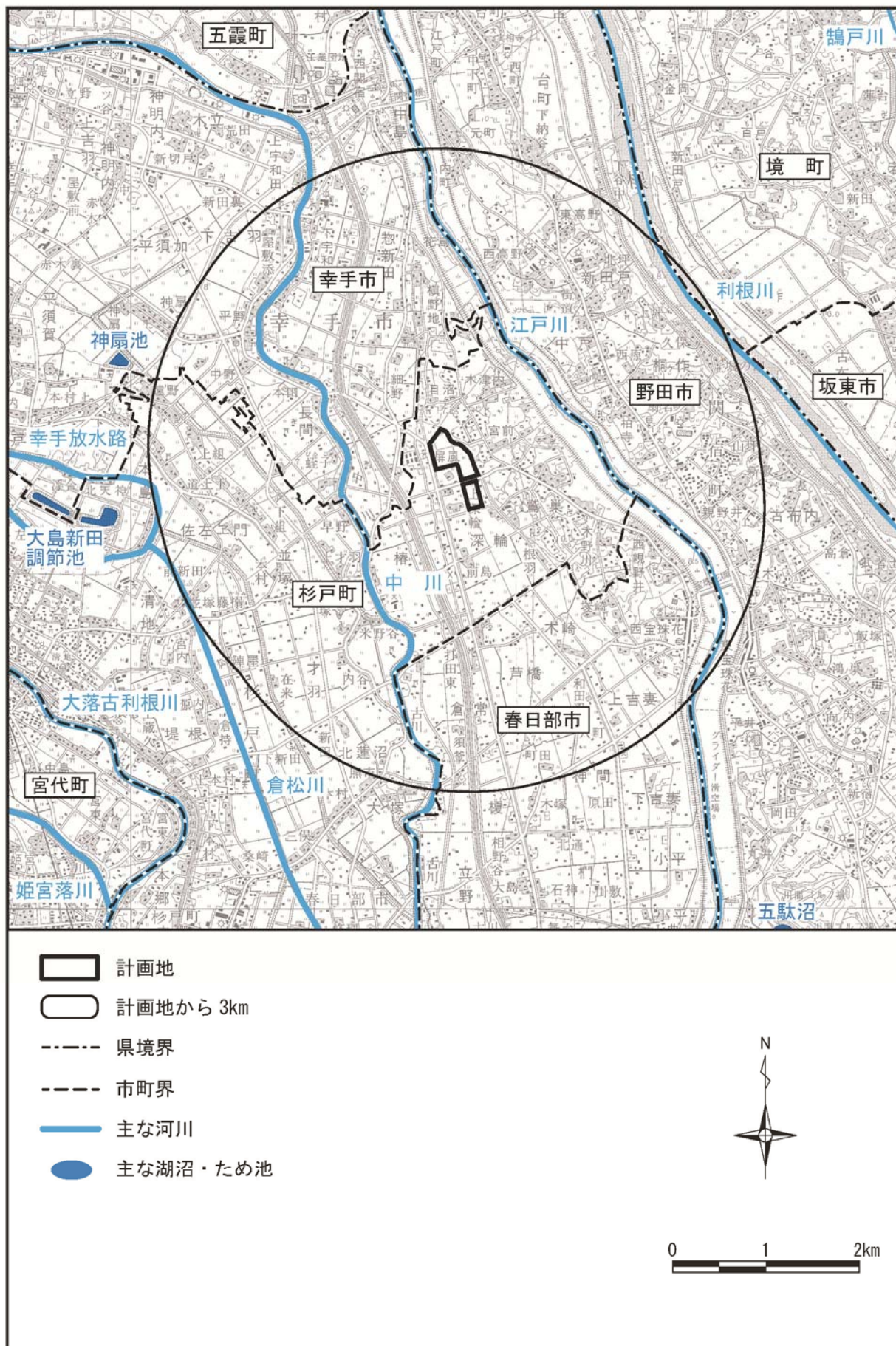


図 3.1.5 計画地周辺河川の分布状況

#### 4) 地下水の利用の状況

関係市町の地下水採取量は、表 3.1.6に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の平成 22 年の地下水採取量は 1,296.4 千 m<sup>3</sup>/日である。経年変化をみると平成 18 年～平成 20 年は減少傾向にあったが、平成 21 年～平成 22 年は増加傾向を示している。

表 3.1.6 地下水採取量

単位：千 m<sup>3</sup>/日

区分	用途	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
杉戸町	水道用	2,380.0	817.0	801.5	802.8	897.1
	建築物用	1.0	3.0	5.5	8.9	10.6
	工業用	51.0	110.0	55.8	121.5	388.7
	計	2,432.0	930.0	862.8	933.2	1,296.4
幸手市	水道用	7,049.0	6,638.0	6,747.3	7,751.5	7,751.5
	建築物用	32.0	48.0	26.4	57.0	58.8
	工業用	464.0	543.0	533.1	462.4	515.1
	計	7,545.0	7,229.0	7,306.8	8,270.9	8,325.5
春日部市	水道用	7,089.0	6,583.0	6,145.0	6,422.3	9,141.6
	建築物用	631.0	256.0	213.5	756.1	858.1
	工業用	4,672.0	6,413.0	5,126.9	4,990.3	4,882.7
	計	12,392.0	13,252.0	11,485.4	12,168.7	14,882.4
野田市	水道用	2,522.0	3,092.0	2,711.0	1,368.0	1,868.0
	建築物用	1,172.0	1,168.0	1,298.0	1,257.0	1,064.0
	工業用	13,145.0	13,832.0	12,705.0	11,791.0	12,114.0
	計	16,839.0	18,092.0	16,714.0	14,416.0	15,046.0
境町	水道用	—	—	—	—	—
	建築物用	—	—	—	—	—
	工業用	4.6	4.5	3.7	4.2	3.7
	計	4.6	4.5	3.7	4.2	3.7

注) 境町の水道用及び建築物用については、公表されているデータはない。

資料：「年別地下水採取量」(埼玉県ホームページ)

「地下水揚水量調査結果」(千葉県ホームページ)

「平成 18～22 年茨城の工業」(茨城県ホームページ)



### 3-1-4 交通の状況

#### 1) 道路の状況

調査範囲の道路の状況は、図 3.1.6 に示すとおりである。

計画地周辺には、一般国道の国道 4 号バイパス、主要地方道の松伏春日部関宿線、一般県道の西宝珠花屏風線、次木杉戸線及び惣新田幸手線等の道路が整備されている。

調査範囲における道路交通センサスの調査結果は表 3.1.7 に、調査地点は図 3.1.6 に示すとおりである。

計画地に隣接する道路の交通量は、主要地方道松伏春日部関宿線 (No. 4 及び No. 5) では No. 4 が 7,343 台/12 時間及び 9,913 台/24 時間、No. 5 が 9,985 台/12 時間及び 13,480 台/24 時間、一般県道西宝珠花屏風線 (No. 17) が 4,232 台/12 時間及び 5,713 台/24 時間となっている。

表 3.1.7 道路交通センサス調査結果 (平成 22 年度)

単位：台

No.	路線名	交通量観測地点	昼間 12 時間自動車類交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般国道 4 号バイパス	春日部市倉常 1201 番地先	7,409	7,821	15,230	10,754	13,789	24,543
2	境杉戸線	幸手市大字戸島 457 番地先	5,397	921	6,318	7,122	1,407	8,529
3		幸手市大字戸島先	5,346	639	5,985	6,980	1,100	8,080
4	松伏春日部関宿線	春日部市芦橋 1-1 番地先	4,156	3,187	7,343	6,161	3,752	9,913
5		幸手市大字惣新田 695 番地先	6,455	3,530	9,985	9,181	4,299	13,480
6		幸手市大字惣新田 3822	3,215	1,370	4,585	4,467	1,723	6,190
7	蓮田杉戸線	宮代町 6 丁目 577 番地先	7,475	512	7,987	10,434	1,067	11,501
8	次木杉戸線	春日部市上吉妻 337	545	71	616	713	119	832
9		杉戸町大字並塚 290	4,547	652	5,199	5,967	1,052	7,019
10	西関宿栗橋線	幸手市大字西関宿 328 番地先	3,243	1,189	4,432	4,453	1,530	5,983
11	並塚幸手線	幸手市戸島 2 丁目 43 番地先	5,232	509	5,741	6,799	951	7,750
12	惣新田春日部線	幸手市惣新田 8 番地先	1,103	110	1,213	1,485	119	1,604
13		春日部市小淵 778-1 番地先	4,710	1,939	6,649	6,525	2,451	8,976
14	下吉羽幸手線	幸手市木立 256-3	3,286	583	3,869	4,342	881	5,223
15		幸手市権現堂 417	4,943	3,588	8,531	7,272	4,245	11,517
16	堤根杉戸線	杉戸町清地 1-23	7,383	452	7,835	10,285	997	11,282
17	西宝珠花屏風線	春日部市西親野井 364-1 番地先	3,633	599	4,232	4,788	925	5,713
18	惣新田幸手線	幸手市中野 785	3,280	1,268	4,548	4,522	1,618	6,140
19		幸手市大字平須賀 2414-3	4,622	440	5,062	6,004	830	6,834
20	結城野田線	野田市木間ヶ瀬 5298	10,755	4,693	15,448	14,972	5,883	20,855
21	境杉戸線	野田市関宿元町 195	8,327	2,500	10,827	11,282	3,334	14,616

資料：「平成 22 年度道路交通センサス」(国土交通省ホームページ)

## 2) 鉄道の状況

調査範囲の鉄道の状況は図 3.1.6 に示すとおりである。

調査範囲の鉄道路線は、東武鉄道（東武伊勢崎線）がある。

計画地の最寄り駅は、準急、区間準急、普通のみが停車する姫宮駅、加えて、快速、区間快速、急行、区間急行が停車するのは東武動物公園駅である。

姫宮駅及び東武動物公園駅の利用者の推移は表 3.1.8 に示すとおりであり、過去 5 年間の利用者は、平成 24 年度に増加したものの減少傾向にある。平成 24 年度の利用者は姫宮駅で 1,924,227 人、東武動物公園駅で 11,822,965 人となっている。

表 3.1.8 姫宮駅及び東武動物公園駅の利用者の推移

単位：人

区分	姫宮駅			東武動物公園駅		
	乗車人員	降車人員	合計	乗車人員	降車人員	合計
平成 20 年度	1,019,984	1,020,363	2,040,347	6,119,115	6,020,187	12,139,302
平成 21 年度	1,007,990	1,005,807	2,013,797	5,954,607	5,881,185	11,835,792
平成 22 年度	959,196	957,114	1,916,310	5,859,435	5,803,344	11,662,779
平成 23 年度	946,099	946,495	1,892,594	5,848,074	5,812,598	11,660,672
平成 24 年度	960,874	963,353	1,924,227	5,917,755	5,905,210	11,822,965

資料：「平成 21～25 年版埼玉県統計年鑑」（埼玉県ホームページ）

## 3) バスの状況

計画地周辺には、朝日自動車株式会社（朝日バス）のバス路線がある。







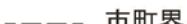


計画地を通る路線としては、東武動物公園駅～船戸橋～関宿中央ターミナル線があり、計画地の最寄りバス停は、主要地方道西宝珠屏風線沿いに屏風停留所、宮井橋停留所などがある。

資料：「埼玉バス案内 WEB」（(社)埼玉県バス協会ホームページ）

「路線図 平成 25 年 12 月 1 日現在」（朝日自動車ホームページ）





- |   |          |   |            |
|---|----------|---|------------|
|  | 計画地      |  | 一般国道       |
|  | 計画地から3km |  | 主要地方道      |
|  | 県境界      |  | 一般県道       |
|  | 市町界      |  | 自動車交通量調査地点 |
|   |          |  | 鉄道（東武鉄道）   |



資料：「平成22年度 道路交通センサス一般交通量図（埼玉県）」（埼玉県ホームページ）  
「平成22年度 千葉県新・道路交通センサス交通量図」（千葉県ホームページ）  
「埼玉県の鉄道網図」（埼玉県ホームページ）

図 3.1.6 交通網及び自動車交通量調査地点

### 3-1-5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

調査範囲の環境保全上配慮を要する施設の状況は、表 3.1.9(1)～(2)及び図 3.1.7に示すとおりである。

調査範囲には学校、病院など、環境保全上配慮を要するとされる施設が 70 箇所分布している。計画地周辺には、計画地南東側に保育所、小学校及び児童館がある。

表 3.1.9(1) 環境保全上配慮を要する施設

No.	区分	名 称	所在地
1	保育所	泉保育園	杉戸町宮前 75-1
2		内田保育園	杉戸町内田 3-16-16
3		わかば保育園	杉戸町倉松 700
4		第 1 保育所	幸手市幸手 2265
5		姫宮保育園	宮代町東 668
6		木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152-1
7		せきやど保育園	野田市次木 279-1
8		はなぶさ保育園	境町若林 2342-1
9	幼稚園	中央第二幼稚園	杉戸町倉松 197
10		東幼稚園	杉戸町並塚 162
11		南幼稚園	杉戸町堤根 4066
12		吉田幼稚園	幸手市惣新田 1478
13		幸手ひがし幼稚園	幸手市権現堂 1450-2
14		姫宮成就院幼稚園	宮代町宮東 922-1
15		関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453-1
16		関宿幼稚園	野田市新田戸 522
17	小学校	杉戸小学校	杉戸町内田 2-9-28
18		杉戸第三小学校	杉戸町堤根 2777
19		杉戸第二小学校	杉戸町倉松 600-1
20		泉小学校	杉戸町宮前 1
21		権現堂川小学校	幸手市神明内 570
22		吉田小学校	幸手市惣新田 3159
23		八代小学校	幸手市平須賀 1-14
24		さくら小学校	幸手市幸手 72
25		宝珠花小学校	春日部市西宝珠花 593
26		富多小学校	春日部市神間 872
27		二川小学校	野田市桐ヶ作 464
28		関宿小学校	野田市関宿台町 171
29		関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1
30		森戸小学校	境町百戸 1252
31	中学校	東中学校	杉戸町椿 250
32		広島中学校	杉戸町堤根 4759
33		東中学校	幸手市平須賀 2912-3
34		江戸川中学校	春日部市上吉妻 1
35		二川中学校	野田市桐ヶ作 418
36		関宿中学校	野田市関宿台町 2150
37	高等学校	杉戸農業高等学校	杉戸町堤根 1684-1
38		志学会高等学校	杉戸町並塚 1643
39	大学	日本保健医療大学	幸手市幸手 1961-2



表 3.1.9(2) 環境保全上配慮を要する施設

No.	区分	名 称	所在地	
40	専修学校	真英舎学院	杉戸町並塚 1643	
41	各種学校	幸手准看護学校	下宇和田 58-1	
42	病院	東葛飾病院	野田市中戸 13	
43	福祉施設	良宝園	杉戸町才羽 2108-1	
44		アルテンハイム杉戸	杉戸町才羽 2004-2	
45		すぎとナーシングケア	杉戸町才羽 2110	
46		シニアレジデンスつばき	杉戸町才羽 2123	
47		グループホームやすらぎ	杉戸町清地 6-2-7	
48		グループホーム杉戸	杉戸町目沼 107-2	
49		すぎと地域包括支援センター	杉戸町清地 2-9-29	
50		いきいきセンターすぎとピア	杉戸町堤根 4742-1	
51		庄内	杉戸町才羽 113	
52		デイケアかわせみ	杉戸町倉松 828-6	
53		れんげそう作業所	杉戸町倉松 826-3	
54		セウイ	杉戸町木野川 134-42	
55		しらすぎ苑	幸手市上宇和田 631	
56		桜楓苑	幸手市平須賀 2-225	
57		ひらすかの郷	幸手市平須賀 2-224	
58		幸手市老人福祉センター	幸手市木立 1513	
59		幸手東地域包括支援センター	幸手市天神島 1030-1	
60		あやめ寮	幸手市平野 920	
61		幸手学園	幸手市上宇和田 148-4	
62		栄現寮	幸手市惣新田 2264-1	
63		ひかり	春日部市不動院野 643	
64		グループホーム喜楽里	宮代町川端 3-8-25	
65		あかりワークス姫宮	宮代町川端 620-4	
66		関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ヶ作 666	
67		デイサービスまあるい手	野田市古布内 1688-1	
68		やすらぎの郷	野田市古布内 1944-2	
69		福聚苑老人保健施設	野田市中戸 20	
70		児童館	杉戸町立泉児童館	杉戸町宮前 75-1

資料：「保育施設」(杉戸町ホームページ)  
「保育所・保育園一覧」(幸手市ホームページ)  
「保育所・保育園一覧」(春日部市ホームページ)  
「保育園」(宮代町ホームページ)  
「保育所」(野田市ホームページ)  
「保健医療福祉施設等一覧」(茨城県ホームページ)  
「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)  
「大学・短期大学名簿」(埼玉県ホームページ)  
「入園・入学」(野田市ホームページ)  
「県内国公私立学校」(茨城県ホームページ)  
「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県ホームページ)  
「私立学校名簿」(千葉県ホームページ)  
「県内の私立学校情報」(茨城県ホームページ)  
「病院・救急診療所名簿」(埼玉県ホームページ)  
「病院名簿」(千葉県ホームページ)  
「社会福祉施設等名簿」(埼玉県ホームページ)  
「茨城県病院一覧」(茨城県ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧表」(千葉県ホームページ)  
「保健医療福祉施設等一覧」(茨城県ホームページ)

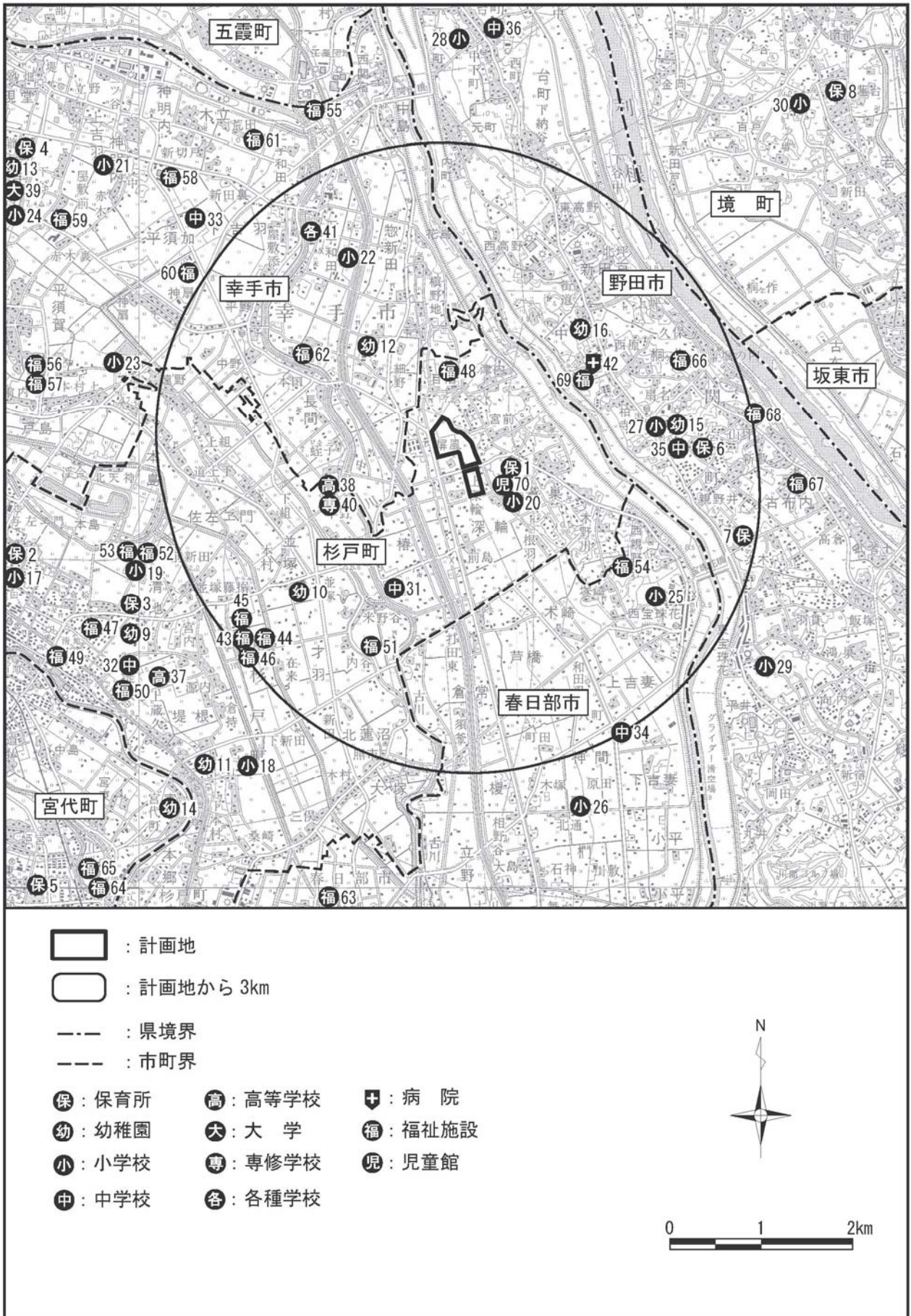


図 3.1.7 調査範囲の施設状況



### 3-1-6 上水道、下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

#### 1) 上水道の整備状況

関係市町の平成 24 年度における水道（上水道、簡易水道、専用水道）の普及状況は、表 3.1.10 に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の水道普及率は 100.0% となっている。

表 3.1.10 水道の普及状況（平成 24 年度）

区分	行政区域内人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
杉戸町	46,152	49,600	46,152	100.0
幸手市	53,444	64,000	53,436	99.9
春日部市	235,666	255,000	235,666	100.0
野田市	155,170	165,230	150,737	97.1
境町	25,167	28,900	24,923	99.0

資料：「埼玉県の水道 平成 25 年度版」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

「平成 24 年度千葉県の水道」（平成 26 年 3 月、千葉県）

「平成 24 年度茨城県の水道」（平成 26 年 5 月、茨城県）

#### 2) 下水道の整備状況

関係市町の平成 24 年度における下水道の普及状況は、表 3.1.11 に示すとおりである。計画地の位置する杉戸町の下水道普及率は 66.6% となっている。

また、調査範囲の下水道の整備状況は、図 3.1.8 に示すとおりである。計画地の南側の杉戸深輪産業団地内は杉戸第 3-3 処理分区に区分されており、団地内からの汚水は、中川流域下水道杉戸幹線に接続されている。

表 3.1.11 下水道の普及状況（平成 24 年度）

区分	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
杉戸町	46,825	31,120	66.5
幸手市	53,932	23,440	43.5
春日部市	239,253	195,443	81.7
野田市	157,000	99,300	63.3
境町	26,104	11,277	43.2

資料：「平成 25 年埼玉県統計年鑑」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

「千葉県統計年鑑（平成 25 年）」（平成 26 年 4 月、千葉県）

「汚水処理人口普及状況平成 24 年度末」（茨城県ホームページ）

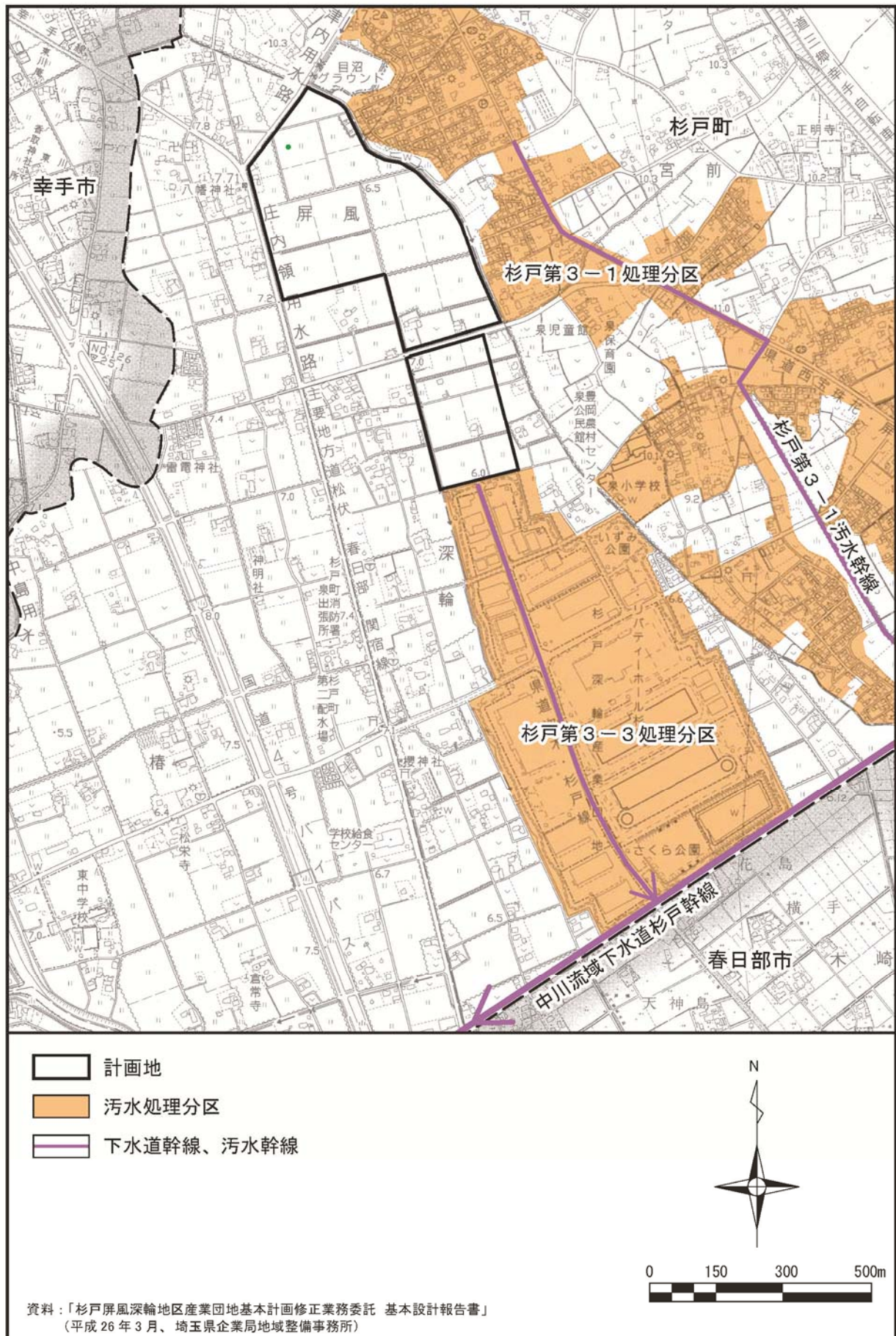


図 3.1.8 下水道の整備状況



### 3) ごみ処理の状況

関係市町の平成 24 年度におけるごみ処理の状況は表 3. 1. 12 に示すとおりである。

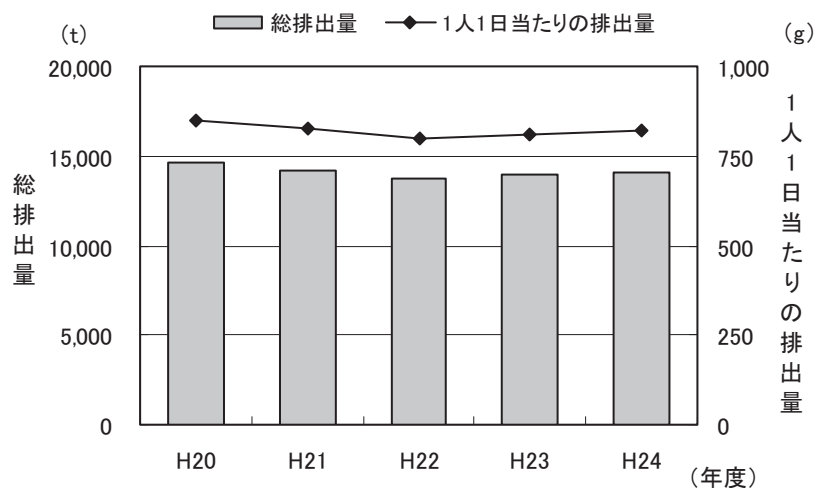
計画地の位置する杉戸町のごみ総排出量は 14, 101t、1 人 1 日あたりの排出量は 822g、リサイクル率は 26. 6%となっている。

また、杉戸町における過去 5 年間のごみ排出量の経年変化は図 3. 1. 9 に示すとおりである。杉戸町では、総排出量及び 1 人 1 日あたりの排出量ともに横ばい傾向にある。

表 3. 1. 12 ごみ処理の状況（平成 24 年度）

区 分	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境町
総人口（人）	46, 982	54, 108	239, 991	157, 183	29, 204
ごみ総排出量（t）	14, 101	16, 715	83, 962	49, 585	8, 298
1 人 1 日あたりの排出量（g/人日）	822	846	959	864	868
ごみ処理量（t）	12, 357	15, 670	78, 038	41, 964	8, 046
リサイクル率（%）	26. 6	25. 6	23. 4	28. 6	18. 5
最終処分量（t）	310	1, 377	3, 700	3, 673	549

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 24 年度」（環境省ホームページ）



資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 20～24 年度」（環境省ホームページ）

図 3. 1. 9 ごみ排出量の経年変化（杉戸町）

### 3-1-7 法令による指定及び規制等の状況

#### 1) 大気汚染

##### (1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示38号、平成9年環境庁告示第4号）は表3.1.13に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準（平成11年環境庁告示第68号）は表3.1.14に示すとおりである。

表 3.1.13 大気汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わないこととしてその評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。

資料：「平成25年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）

「環境基準・規制対策の実務」（環境法令研究会）



表 3.1.14 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

資料：「平成 25 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

① 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

ア. 硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、表 3.1.15 に示すとおりである。計画地の位置する杉戸町は 26 号地域に該当し、K 値 9.0 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。

表 3.1.15 硫黄酸化物に係る K 値規制

地域区分	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例 (新設・既設の区別なし)
	一般排出基準	特別排出基準 (S49.4.1 以降設置)	
27 号地域	3.5	2.34	9.0
26 号地域	9.0	—	14.5
28 号地域	14.5	—	17.5
100 号地域	17.5	—	17.5

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 25 年 8 月、埼玉県）

イ. ばいじんの排出基準

「大気汚染防止法」に基づく、ばいじんの排出基準は表 3. 1. 16 に示すとおりである。

また、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は表 3. 1. 17 に示すとおりである。なお、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 3. 1. 16 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類	規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準 酸素濃度 (0n%)	一般 排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考		
				一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	0n の扱い	
ボイラー	ガス専焼ボイラー	4 以上	0.05	—	—	
		4 未満	0.10	—	—	
	液体専焼及び液体・ ガス混焼ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4~20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1~4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 0s
ガスタービン	—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予する。	—	

注 1) 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

2) 標準酸素濃度が 0s とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 25 年 8 月、埼玉県）

表 3. 1. 17 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類	規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素濃度 (0n%)	指導基準 (ppm)	排出基準 (ppm)	
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	—	60
		10~50		—	100
		4~10		—	100
		1~4		—	130
		1 未満		—	150
	排煙脱硫装置付液体 燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	120	130
		4~50		140	150
		1~4		140	150
		1 未満		160	180
	液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	120	130
		4~50		140	150
		1~4		140	150
1 未満		160		180	
ガスタービン	ガス専焼	4.5 以上	16	10	70
		4.0~4.5		10	70
		4.0 未満		20	70
	液体専焼	4.5 以上		10	70
		4.0~4.5		10	70
		4.0 未満		20	70

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 25 年 8 月、埼玉県）



ウ. 揮発性有機化合物の排出基準

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）排出施設に係る排出基準は、表 3.1.18 に示すとおりである。

表 3.1.18 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）の排出基準

区分	揮発性有機化合物（VOC）排出施設	規模要件	排出基準		
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり 3,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	600ppmC		
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり 100,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	自動車の製造の用に供する塗装施設	新設	400ppmC
			その他の塗装施設	既設	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり 10,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC	
			その他のもの	600ppmC	
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり 5,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	1,400ppmC		
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり 15,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	1,400ppmC		
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり 7,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	400ppmC		
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり 27,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	700ppmC		
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m <sup>2</sup> 以上のもの	400ppmC		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kL 以上のもの	新設	全て	60,000ppmC
			既設	2,000kL 以上	60,000ppmC
				2,000kL 未満	当分の間猶予

注 1) 既設とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設である（設置の工事が着手されているものを含む。）。

2) ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率を示す。

3) 平成 18 年 4 月 1 日以前に設置（設置の工事が着手されているものを含む。）された施設については平成 22 年 3 月 31 日まで揮発性有機化合物の排出基準が適用猶予されていた。

資料：「大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2」（昭和 43 年 11 月政令第 329 号、最終改正平成 25 年 12 月政令第 337 号）  
「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係」（平成 25 年 4 月、埼玉県）

エ. 炭化水素類の規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定炭化水素類発生施設（高压ガス保安法の適用を受ける施設を除く。）に係る規制基準は、表 3.1.19 に示すとおりである。

表 3.1.19 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定炭化水素類の規制基準

区分	施設の種類	規制対象規模	規制基準
1	貯蔵用 屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵容量が500kL以上のもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2	給油用 地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kL以上となる事業所に設置されているもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンク自動車の炭化水素類を運送するためのタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
3	出荷用 ローディング アーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kL以上となる事業所に設置されているもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
4	ドライ クリーニング 用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること
5	製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が180L以上であること	次の各号のいずれかに該当すること 1. 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
6	使用施設	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設※  炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象  ※規則で定める施設（規則第30条第2項、規則別表第3） ①塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設） ②印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設） ③接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設） ④その他の施設（洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2. 1を除く使用施設 ・規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる） 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるAの値が30%以下であること。 A = {原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg) ÷ 原材料の年間使用量(単位 kg)} × 100 ロ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるBの値が50%以下であること B = {原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg) ÷ 原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量(単位 kg)} × 100 ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

注1)「処理設備」：気化した揮発性物質を液吸収、吸着、凝縮、直接燃焼、接触（触媒）酸化等により除去する機能を有する設備であり、20℃において80%（石油系溶剤を使用するドライクリーニング用乾燥機の場合にあっては、65%）以上の除去効率があるものとする。

除去効率 = (除去する気化した揮発性物質の量 ÷ 処理設備に導入する気化した揮発性物質の量) × 100

2)「原材料」：①使用施設で使用する炭化水素類、②使用施設で使用する炭化水素類含有物、③使用工場等で使用する低揮発性原材料（低揮発性原材料とは、塗装、印刷又は接着の用に供する施設で使用される塗料、印刷インキ又は接着剤であって、揮発性物質の含有率が使用時に30質量%以下のもの（揮発性物質を含有しないものも含む。））

資料：「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」（平成25年4月、埼玉県）



②自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」（平成 4 年法律第 70 号）に基づき、対象地域における窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。

調査範囲内での対象となる地域は、杉戸町、幸手市、春日部市、宮代町及び野田市となっている。

資料：「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」（平成 17 年 9 月、環境省）

## 2) 水質

### (1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）は、河川については表3.1.20から表3.1.22に示すとおり、地下水については表3.1.23に示すとおり定められている（平成9年環境庁告示第10号）。なお、計画地周辺河川の類型指定は、中川中流域がC類型、江戸川がA類型となっている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質及び河川の底質に係るダイオキシン類の環境基準（平成11年環境庁告示第68号）は表3.1.24に示すとおりである。

表 3.1.20 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省）



表 3.1.21 生活環境の保全に関する環境基準（河川その1）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考 1) 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省）

表 3.1.22 生活環境の保全に関する環境基準（河川その2）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省）

表 3.1.23 地下水の環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（環境省）

表 3.1.24 ダイオキシン類に関する環境基準

項 目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水 質	年間平均値が <sup>3</sup> 1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

資料：「平成 25 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）



## (2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ①水質汚濁防止法に基づく排水基準、及び指定水域又は指定地域

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく水質汚濁に係る排水基準は、表3.1.25(1)～(2)に示すとおりである。

また、「埼玉県生活環境保全条例」では特定施設の種類（業種その他の区分）及び排出水の量に応じ、表3.1.26に示す上乘せ基準が埼玉県県内全域の公共用水域について適用されている。

さらに、総量規制に係る閉鎖性水域として東京湾が指定されており、計画地の位置する杉戸町は規制対象地域に該当する。そのため、排水量50m<sup>3</sup>/日以上の特定期間所は、COD、窒素含有量及びリン含有量について総量規制基準が適用される。

なお、計画地内において発生する排水については、公共下水道により処理する計画であり、表3.1.27に示す「下水道法」（昭和33年法律第79号）に基づく基準が適用される。

表3.1.25(1) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（生活項目）

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均120）
化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均120）
浮遊物質	mg/L	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物含有量	mg/L	5
動植物油脂類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均3,000
窒素含有量	mg/L	120（日間平均60）
リン含有量	mg/L	16（日間平均8）

注1)「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2)この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

3)水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

4)水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

5)生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

6)窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

7)リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日、総理府令第35号 最終改正平成25年9月4日環境省令第20号）

表 3. 1. 25(2) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（健康項目）

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつき カドミウム 0.03mg
シアン化合物	1Lにつき シアン 1mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1Lにつき 1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき 鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき 六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき 砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき 水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1.0mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg

注1)「検出されないこと。」とは、定められた方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年 政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年 法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

資料：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日、総理府令第35号 最終改正平成26年11月4日環境省令第30号)



表 3.1.26 「上乗せ条例」に基づく排水基準

上乗せ項目		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		フェノール類含有量
1の2	豚房 (総面積 50 m <sup>2</sup> 以上) 牛房 (総面積 200 m <sup>2</sup> 以上) 馬房 (総面積 500 m <sup>2</sup> 以上)	80 (日間平均 60)		150 (日間平均 120)		5
69	と畜業・死亡獣畜取扱業					
2001	指定地域特定施設 し尿浄化槽 (処理対象人員が 201~500 人で指定地域内に設 置されるもの)	既存	新規	既存	新規	
72	し尿処理施設 処理対象人員が 500 人以下のし尿 浄化槽を除く	し尿浄化槽 60	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 70)	60 (日間平均 50)	
	その他	30		70 (日間平均 60)		
73	下水道終末処理施設	25		60		1
上記以外の特定施設指定排水施設		(日間平均 20)		(日間平均 50)		

- 注 1) 上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。  
 2) 共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。  
 3) 既存・新規の施設：平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設 (設置の工事を含む) を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。  
 4) 水濁法施行例別表第 1 1 の 2 号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が 30 m<sup>3</sup> (市街化区域にあつては 10 m<sup>3</sup>) 以上の場合又は日平均汚濁負荷量 (BOD) が 60 kg (市街化区域にあつては、20 kg) 以上の場合に適用する。  
 5) 既設・新設の事業場：ある施設が新たに法・条例の対象となった時点でのその施設を設置していた事業場を既設、それ以外を新設とする。  
 資料：「工場・事業場等排水の水質規制」 (平成 26 年 7 月、埼玉県)

表 3.1.27 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準及び特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	シマジン	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	ほう素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道等 10mg/L 以下 海域を放流先とする公共下水道等 230mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	ふつ素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道等 8mg/L 以下 海域を放流先とする公共下水道等 15mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下		
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
チウラム	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
水素イオン濃度 (pH)	5~9 未満	窒素含有量	240mg/L 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満 (5 日間)	燐含有量	32mg/L 未満
浮遊物質量 (SS)	600mg/L 未満		
沃素消費量	220mg/L 未満		

注) 沃素消費量は、「埼玉県流域下水道接続等取扱要綱に基づく公共下水道管理者の水質に係る原因調査依頼を行う基準」に適用される基準を示している。

資料：下水道法施行令 (昭和 34 年 4 月政令第 147 号 最終改正：平成 24 年 5 月政令第 148 号)

### 3) 騒音

#### (1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）は表 3.1.28 に示すとおりである。

計画地は用途地域の定めのない地域(前掲図 3.1.2 参照)であり B 地域となっている。なお、主要地方道松伏春日部関宿線に面する道路端から 15m の範囲については、幹線道路を担う道路に近接する空間が適用される。

表 3.1.28 騒音に係る環境基準

地域の類型／地域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
一般地域	A	55dB 以下	45dB 以下
	B		
	C	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する 地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）		70dB 以下	65dB 以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20m

資料：「騒音に係る環境基準について」（環境省）

「騒音に係る環境基準」（埼玉県環境部水環境課）



## (2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ①騒音規制法に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 96 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は表 3.1.29 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない地域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 2 種区域となっている。

表 3.1.29 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分		
		朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時、午後 7 時から午後 10 時)	昼間 (午前 8 時から午後 7 時)	夜間 (午後 10 時から翌午前 6 時)
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB
第 2 種区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	50dB	55dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB	65dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部）	65dB	70dB	60dB

備考) 第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50m 以内における規制基準は、それぞれの区域の定める当該値から 5dB を減じた値とする。

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県環境部水環境課）

②騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は表 3.1.30 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない地域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 1 号区域となっている。

表 3.1.30 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 号区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域		85dB	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 ・ 休日
第 2 号区域	工業地域 工業専用地域 （一部地域・騒音のみ指定）			午後 10 時から 午前 6 時	14 時間/日		

備考 1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

2) 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kW 以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練容量 0.45 m<sup>3</sup>以上）又はアスファルトプラント（混練重量 200kg 以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（定格出力 80kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（定格出力 70kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
- 8 ブルドーザー（定格出力 40kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

資料：「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」（埼玉県環境部水環境課）

### ③騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 3. 1. 31 に示すとおりである。

計画地は用途地域の定めのない区域（前掲図 3. 1. 2 参照）であり b 区域となっている。なお、主要地方道松伏春日部関宿線に面する区域については、b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域が適用される。

表 3. 1. 31 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌午前 6 時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
2	a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び c 区域のうち車線を揺する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

注 1) ( ) 内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2) a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

資料：「平成 25 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）

## 4) 振動

### (1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

#### ①振動規制法に基づく特定工場・指定振動施設等の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は表 3. 1. 32 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない区域（前掲図 3. 1. 2 参照）であり第 1 種区域となっている。

表 3. 1. 32 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌午前 8 時まで)
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

備考 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県環境部水環境課）



②振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は表 3.1.33 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない区域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 1 号区域となっている。

表 3.1.33 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 号区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域		75dB	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜日・休日
第 2 号区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）			午後 10 時から 午前 6 時	14 時間/日		

備考 1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

2) 振動規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

- 1 くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

資料：「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」（埼玉県環境部水環境課）

③振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.1.34 に示すとおりである。  
計画地は用途地域の指定のない区域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 1 種区域となっている。

表 3.1.34 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 7 時から午後 8 時まで)	夜間 (午後 8 時から翌午前 7 時まで)
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

備考 1) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

3) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

資料：「平成 24 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部水環境課）

## 5) 土壌汚染

### (1) 環境基本に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号、平成26年環境省告示第44号最終改正）は表3.1.35に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表3.1.36に示すとおりである。

表 3.1.35 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3) 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4) 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（環境省）

表 3.1.36 土壌汚染のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

資料：「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」（環境省）



## 6) 地盤沈下

### (1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

計画地の位置する杉戸町には、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく規制地域の指定はない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域に指定している。計画地の位置する杉戸町は、第一種指定地域に指定されており、表 3.1.37 に示す地下水採取規制の許可基準が定められている。

表 3.1.37 地下水採取規制の許可・届出基準

対象地域	規制内容	許可・届出基準
第一種指定地域	許可（揚水機の吐出口断面積 6cm <sup>2</sup> 超）	①ストレーナーの位置は、650m以深 ②揚水機の吐出口断面積の合計 21cm <sup>2</sup> 以下
	届出（揚水機の吐出口断面積 6cm <sup>2</sup> 以下）	①モーターの定格出力 2.2kW 以下 ②地下水の採取量 1 日当たり最大 50m <sup>3</sup> 以下
第二種指定地域	届出（揚水機の吐出口断面積 6cm <sup>2</sup> 超）	揚水機の吐出口断面積の合計 21cm <sup>2</sup> 以下

資料：「埼玉県の地下水採取規制について」（埼玉県環境部水環境課）

## 7) 悪臭

### (1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制基準は表 3.1.38 に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町は、臭気指数による規制地域（基準値 1）となっており、計画地の区域区分は B 区域となっている。なお、計画地の位置する杉戸町には、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域の指定はない。

表 3.1.38 「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準

区域区分		基準値	
		基準値 1	基準値 2
A 区域	B、C 区域を除く区域	臭気指数 15	臭気指数 15
B 区域	農業振興地域	臭気指数 18	臭気指数 21
C 区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数 18	臭気指数 18

注) 臭気指数とは、臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値である。

臭気指数 =  $10 \times \log_{10}$  (臭気濃度)

資料：「悪臭防止法（臭気指数規制）」（埼玉県環境部水環境課）

## 8) 景観

景観については、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）のほか、地域の特性を活かした景観形成を推進して魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的として制定された「埼玉県景観条例」（平成 19 年埼玉県条例第 42 号）、埼玉県景観規則（平成 19 年埼玉県規則第 90 号）、埼玉県景観計画（平成 19 年、埼玉県都市整備部）により規制されている。

「埼玉県景観計画」においては、埼玉県内全域を景観計画区域（景観行政団体である市町村等の区域を除く。）としており、さらに景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分している。計画地の位置する杉戸町は一般課題対応区域となっている。

## 9) 廃棄物

持続可能な循環型社会の形成を図るために、埼玉県では県内の廃棄物の状況を把握し、発生抑制、再生利用、適正処理を推進するため、「第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成 23 年 3 月、埼玉県）において、一般廃棄物の排出量と最終処分量の削減目標、産業廃棄物の最終処分量の削減目標と最終処分率の目標が設定されている。

## 10) 地球温暖化

地球温暖化防止の取り組みとして、埼玉県では 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 25%削減することを目標として、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」（平成 21 年 2 月、埼玉県）が策定されている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年条例第 9 号）が制定され、同条例に基づき「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」（平成 26 年 7 月改訂）が策定されている。

## 11) 自然関係法令等

### (1) 自然関係法令等に基づく指定状況

計画地及び調査範囲における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は表 3.1.39(1)～(2)に示すとおりである。

計画地は、鳥獣保護区（特定猟具使用禁止区域（銃））、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域、景観計画区域（一般課題対応区域）に指定されている。

表 3.1.39(1) 計画地及び調査範囲の自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等		
		計画地	調査範囲			
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	×	×		埼玉県立自然公園条例
			×	×		千葉県立自然公園条例
			×	×		茨城県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		埼玉県自然環境保全条例
			×	×		千葉県自然環境保全条例
			×	×		茨城県自然環境保全条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条例		
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法	
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法	
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	
		ふるさとの並木道	×	×		
		ふるさとの森等	×	×		
		緑地環境保全地域	×	×	千葉県自然環境保全条例	
	×		×	茨城県自然環境保全条例		
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
		鳥獣保護区	×	○		
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○			
指定猟法禁止区域		×	×			
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	ラムサール条約			
国土防 災関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法		
	砂防指定地	×	×	砂防法		
	保安林	×	×	森林法		
	河川区域	×	○	河川法		
	河川保全区域	×	○			
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法		
	地下水採取規制区域	×	×	工業用水法		
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
○		○	埼玉県生活環境保全条例			
×		○	千葉県環境保全条例			
	×	○	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例			



表 3.1.39(2) 計画地及び調査範囲の自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象	指定等の有無		関係法令等	
	計画地	調査範囲		
土地利用関係	都市地域	○	○	都市計画法
	市街化区域	×	○	
	市街化調整区域	○	○	
	その他の用途地域	×	×	
	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農用地区域	○	○	
	森林地域	×	○	森林法
	国有林	×	×	
	地域森林計画対象民有林	×	○	
保安林	×	×		
文化財保護法	史跡・名称・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	×	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	×	千葉県文化財保護条例
		×	×	茨城県文化財保護条例
		×	○	幸手市文化財保護条例
		×	○	春日部市文化財保護条例
		×	○	杉戸町文化財保護条例
		×	×	宮代町文化財保護条例
		×	○	境町文化財保護条例
		×	×	坂東市文化財保護条例
×	×	五霞町文化財保護条例		
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法
	景観計画区域(一般課題対応区域)	○	○	埼玉県景観条例
	景観計画区域(特定課題対応区域)	×	○	
	景観計画区域(景観形成推進区域)	×	×	
	都市景観形成重点地区	×	×	春日部市都市景観条例
	景観計画	×	×	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例
景観形成地区	×	×	茨城県景観形成条例	

①首都圏近郊緑地保全法

調査範囲には、「首都圏近隣緑地保全法」(昭和41年法律第101号)に基づく近郊緑地保全区域(利根川・菅生沼近郊緑地保全区域)の指定がある。なお、計画地に近郊緑地保全区域の指定はない。

②鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は図3.1.10に示すとおりである。

調査範囲には鳥獣保護区が1箇所、特定猟具使用禁止区域(銃)が8箇所ある。計画地には、泉地区特定猟具使用禁止区域(銃)の指定がある。

③河川法

調査範囲には、「河川法」(昭和39年法律第167)に基づく河川区域及び河川保全区域の指定がある。なお、計画地に河川区域及び河川保全区域の指定はない。

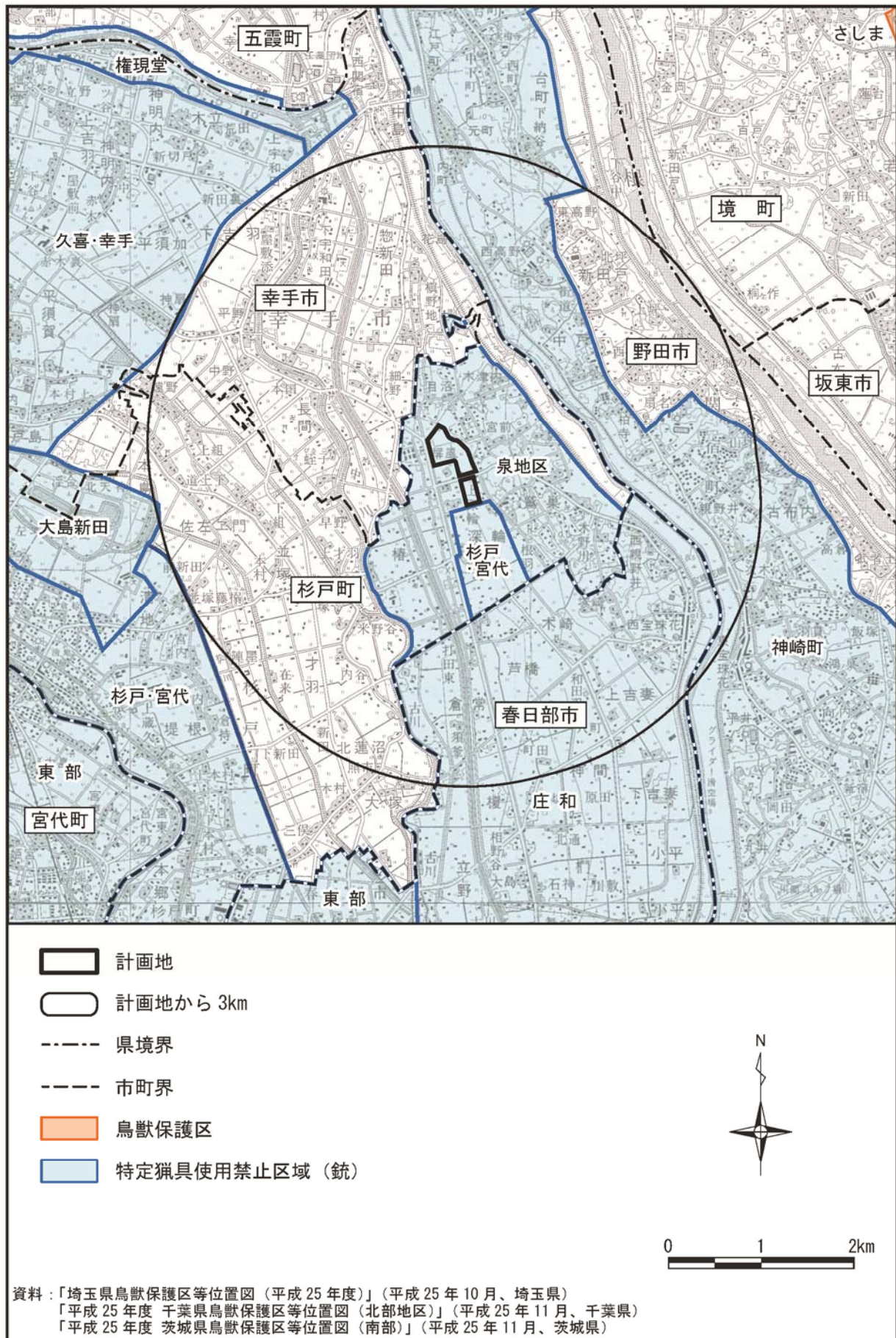


図 3. 1. 10 鳥獣保護区等の指定状況



### 3-1-8 その他

#### 1) 圏央道周辺整備に関する埼玉県の方針等

##### (1) 埼玉県 5 か年計画-安心・成長・自立自尊の埼玉へ- (平成 24 年 6 月)

本計画は、国内の急速な高齢化に加え、東日本大震災という未曾有の災害により、国の社会は大きな変革を迫られている中、時代の変化に的確に対応し、新たな社会モデルを構築していくための埼玉県の進路と戦略がまとめられている。

分野別施策のうち、「産業集積の推進」では、鉄道網や道路網が充実している特性を活かし、消費立地型企業などの誘致を進めるとともに、成長産業の発展を見据えた企業立地を進めるとしている。さらに、圏央道沿線の地域経済の活性化につながる産業集積を推進するとしている。

また、「埼玉の成長を支えるまちづくり」では、圏央道などの整備に伴って県内における企業立地の需要が高まっていることから、インターチェンジ周辺などに豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備をしていくとされている。

計画の戦略指標は表 3.1.40 に示すとおりである。

表 3.1.40 戦略指標

指標名	目標値	目標達成期間
新規の企業立地件数(累計)	200 件	平成 19 年度～平成 23 年度
	250 件	平成 24 年度～平成 28 年度
新たに基盤整備される面積	280ha	平成 24 年度～平成 28 年度

資料：「ゆとりとチャンスの埼玉プラン(埼玉県 5 か年計画)(平成 19 年 2 月、埼玉県)  
「埼玉県 5 か年計画-安心・成長・自立自尊の埼玉へ-」(平成 24 年 6 月、埼玉県)

##### (2) 第 4 次埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月)

第 4 次埼玉県国土利用計画では、「県土は、現在及び将来における埼玉県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であるため、土地の利用は、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、本県が目指す将来像『ゆとりとチャンスの埼玉』を実現するため、総合的かつ計画的に行う」とされている。

同計画では、産業集積に必要な基盤づくりとして、自然、歴史、文化、産業など様々な地域資源を生かして、活力ある地域づくりを進めるため、地域の特性に応じた産業基盤整備を推進するとされている。

特に圏央道整備に伴い、新たな企業立地が見込まれる地域においては、地域特性を生かした産業集積を支援し、今後、産業集積が予測される地域であって、特に優良農用地や優れた田園景観が残る地域では、計画開発を基本とするとともに、産業基盤整備にあたっては、営農条件や景観の悪化を抑止し、あわせて、周辺の田園環境と調和した緑地の創出を図るとされている。



### (3) 埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画（平成 25 年 4 月）

埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画は、企業立地促進法（通称）に基づき経済産業省の同意を得た計画であり、杉戸町を含む圏央道・外環道地域の 35 市 14 町 1 村を対象としている。

集積業種は、県内主要産業である自動車関連産業、食品産業、医療品関連産業、流通加工業を対象とし、集積の促進と活性化を目指している。

### (4) 埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針（平成 25 年 4 月）

埼玉県では、圏央道の開通を契機とし、圏央道のインターチェンジから概ね 5km の範囲を「田園環境と調和した産業基盤の整備」を行うために「田園都市産業ゾーン基本方針」を定めている。

本基本方針では、「消費地立地型の食品製造業や次世代産業の環境・エネルギー関連産業のほか交通利便性を生かした流通加工業などの集積」及び「5 か年で 280ha の産業基盤整備」を目標としている。

また、産業基盤づくりに当たっては、田園環境との調和を目指すと記載されている。

### (5) 埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）

埼玉県土地利用基本計画は、国土利用計画法第 9 条の規定に基づき、埼玉県の区域について、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画全国計画と埼玉県国土利用計画を基本として策定するものである。

県土の利用区分は、本県における自然的、社会的、経済的条件を考慮して定めた「第 4 次埼玉県国土利用計画」の地域区分と同じであり、杉戸町は圏央道地域に位置する（「第 3 次埼玉県国土利用計画」では、県南東部地域とされている。）。

圏央道地域は、東京都心から概ね 30～60km 圏にあり西部の丘陵地から東部の低地まで様々な自然環境と地域文化を有している。今後、圏央道の整備により一層の発展が期待されている地域であると記載され、特に圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていく。また、沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努めていくと記載されている。

また、工業用地の誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めると記載されている。

## 2) 杉戸町の対象計画に対する対象計画区域の位置づけ

### (1) 第 5 次杉戸町総合振興計画（平成 23～32 年度）

まちづくりの基本理念は、時代の潮流を踏まえ、住民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したもので、住民共通の目標である町民憲章の精神に基づきながら「人と緑を生かしたオアシスの創造」としている。

計画的な土地利用の推進では、住居系及び工業系の新市街地の形成については、地域住民の意向や社会情勢を勘案しつつ、計画的で秩序ある開発に努めるものとしている。

なお、計画地は工業系開発検討ゾーンに位置づけられている。

## (2) 杉戸町都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）

将来都市像は、『「すき」と言えるマイシティ』で人と緑にやさしく活力のある都市の創造としている。

都市づくりの目標は、「自然と調和した個性ある都市環境の創造」「利便性の高い賑わいのある市街地環境の創造」「人に優しい快適で潤いのある生活環境の創造」としている。

都市機能拠点の配置では、杉戸深輪産業団地を工業拠点として育成するものとし、また、将来の工業地需要に対応する観点から、新たな工業系用地の配置を計画するものとしている。

### ①土地利用方針

土地利用の方針では、工業用地については、町の活性化と就業機会の増大を図るため、周辺環境に配慮しつつ、生産環境の向上及び優良企業の誘致に必要な用地を確保するとともに、緑地などのオープンスペースの確保や地区計画制度の導入を検討するものとしている。また、将来の工業地需要に対応するため、本郷工業専用地域及び杉戸深輪産業団地の周辺地域において新たな工業系用地の確保を目指すこととしている。

### ②幹線道路整備構想

都市施設整備に関する方針では、工業団地に関連する整備構想として、惣新田バイパス、国道 4 号バイパスがある。

### ③地域別構想

計画地は、泉地域に該当しており、町域の東部に位置し、農地及び集落や住宅団地と杉戸深輪産業団地を主体とした区域である。地域の中央部に位置する深輪地区では、杉戸深輪産業団地が整備され、杉戸町の工業拠点となっており、国道 4 号バイパス及び東埼玉道路の整備により、当該地区のポテンシャルが高まってきている。

主要課題として、地域の活力を高める工業団地の促進が上げられている。

泉地区のまちづくり方針の中での工業地の記述では、将来の工業地需要に対応するため、深輪地区周辺に位置する深輪・屏風地域において、幹線道路整備などとともに、新たに緑地などの緩衝帯を十分に設けた周辺環境に配慮した工業系土地利用の確保を県に要望するものとしている。また、交通体系では、国道 4 号バイパス、東埼玉道路の整備の促進を要請するものとしている。

### (3) 杉戸町緑の基本計画（平成 15 年 3 月）

緑の基本計画では、農地を中心とする緑の特徴や水辺を特徴とする自然環境に配慮しながら、町の緑を守り、つくっていくための基本的な考え方を定め、それを実現するための方策を示し、住民、事業者、行政が一体となって取り組むことを目的としている。

緑づくりのイメージは、『水と緑あざやかな田園のまちに！』であり、杉戸町の緑の将来像では、市街地が広がる地域で周辺を散策道等でネットワークする計画とされている。

計画地周辺は、今後、市街地が広がる地域として位置付けられており、周辺を散策路等で繋げ、公園や公共施設等の拠点を合わせて整備するイメージが形成されている。なお、計画の基本方針は、以下に示すとおりである。

#### 【基本方針】

- ・杉戸町の緑の特徴を示す田園風景を積極的に保全・活用します。
- ・身近な水辺環境をより親しめる自然豊かな緑の環境として活用します。
- ・地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全します。
- ・身近に利用できる公園・緑地を提供します。
- ・住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目標とします。

### (4) 杉戸町環境基本計画（平成 15 年 3 月）

杉戸町環境基本計画では、環境の将来像として『良好な環境を持続しながら発展しているまち』など、下記の 5 項目が掲げられており、これらを踏まえ、杉戸町では地域ごとに環境配慮のための指針が定められている。

計画地が属する東部地域の泉地区では、計画地周辺において、深輪産業団地におけるゼロエミッション地域づくりの検討やごみの発生抑制やリサイクルに配慮した工業活動の推進、地区計画制度等の導入による良好な街並み景観の形成などが環境配慮指針としてあげられている。

なお、計画における「環境の将来像」及び「環境配慮指針」は以下に示すとおりである。

#### 【環境の将来像】

- ・良好な環境を持続しながら発展しているまち
- ・生きものの多様性を育む豊かな自然のあるまち
- ・健康で安全に生活できるまち
- ・資源の無駄づかいをやめ、地球環境の保全に寄与するまち
- ・快適に、そして心豊かに暮らせるまち

#### 【環境配慮指針】

##### [自然環境]

- ・江戸川沿いの台地上に散在する雑木林の保存及びその適切な維持管理を図る。
- ・江戸川のスーパー堤防に確保された緑地（草地）の適正な維持管理を図る。

##### [食料・農業・農村]

- ・無秩序な宅地開発等の土地利用転換を防止し、農地の保全に努める。
- ・休耕地の有効利用、もしくは適正な維持管理を誘導し、良好な農村景観の保全、形成に努める。



- ・生ごみの堆肥化に努め、農業や家庭菜園への活用を図る。

#### [水環境]

- ・下水道計画区域内において、公共下水道の整備を進めるとともに普及率の向上に努める。
- ・下水道計画区域外では、合併処理浄化槽、又は農業集落排水による生活、事業排水の浄化に努める。

#### [ごみとリサイクル]

- ・杉戸深輪産業団地におけるゼロエミッション地域づくりの検討を行う。
- ・杉戸深輪産業団地におけるごみの発生抑制やリサイクルに配慮した工業活動を推進する。

#### [交通システム]

- ・民間及び公設バスの利便性向上による駅までのアクセス性の確保など、公共交通機関の充実に努める。
- ・国道4号バイパス及び主要交差点において、大気汚染調査の実施を検討する。

#### [魅力あふれる景観・心地よい暮らし]

- ・古墳群をはじめとする貴重な地域の遺産の調査・研究及び保存、管理を推進する。
- ・杉戸深輪産業団地において、地区計画制度等の導入を検討し、良好な街並み景観の形成を図る。

#### [広域的視点からみた環境]

- ・広域レベルでの連携により、国道4号バイパスにおけるディーゼル車の排出ガス規制や植樹帯の設置等の交通公害緩和を図る。
- ・河川流域市町との連携による江戸川クリーン活動の実施を推進する。

### (5) 杉戸町農業振興地域整備計画書（平成20年3月）

杉戸町は、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進に向け、各計画が検討されている。

- ・農業生産基盤の整備開発計画
- ・農用地等の保全計画
- ・農業経営の季語の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- ・農業近代化施設の整備計画
- ・農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- ・農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ・生活環境施設の整備計画

このうち、「農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」では、効率的かつ安定的な農業経営の目標として、農業の複合経営や専門的な経営感覚をもった農業者の育成等への支援や、農地利用集積事業などによる農地の流動化、利用集積の促進を目標に掲げている。

また、「農業従事者の安定的な就業の促進計画」では、杉戸町の全農家のうち兼業農家が9割強を占めていること背景に、産業団地等の整備等で、農業従事者の安定的な就業の場・機会の拡大が予想されている。